

規制影響分析書(様式)

規制の名称	工事担任者資格者証の種類の見直し		
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 電話番号: 03-5253-5817 e-mail: k-aizawa@soumu.go.jp		
評価実施日	平成17年2月7日		
規制の内容・目的	電気通信事業者の電気通信回線設備に電話等を接続する場合は、原則として工事担任者資格証の交付を受けている者がその資格の種類に応じて工事又はその監督を行わなければならないことになっている。 しかしながら、近年のIP化の進展に伴う電気通信回線設備及び端末設備の変化・発展を受け、現在のアナログ種及びデジタル種に分かれている資格者証の種類を、電話系サービス(アナログ電話及び総合デジタル通信サービス(ISDN))に係るもの及びデジタルデータ系サービス(ブロードバンドインターネット等)に係るものに見直すとともに、試験科目の内容等について、基本的なセキュリティ技術に関する知識、その他IP技術等の進展に応じ必要とされる関連知識の充実を図ることとする。		
	根拠条文	電気通信事業法第71条第1項、工事担任者規則第4条等	
想定され得る選択肢	◆選択肢1:	工事担任者資格者証の種類を見直す	
	◆選択肢2:	工事担任者資格者証の種類を見直さない(制度改正を実施しない)	
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	適切な資格レベルの確保	工事担任者が有すべき知識及び技能に関して、最近の技術動向を踏まえより適切なものとする事ができる。	IP化の進展等の状況に必ずしも資格レベルが対応していない事象が今後も継続。今後、ますます乖離していく可能性がある。
期待される効果	資格制度の適切な運用の確保	基礎的な電話サービスと考えられるISDNサービスに係る工事で、ISDN1回線を超えるものの場合、実質的に難易度の最も高いデジタル第一種を取得しないと工事ができないといった問題があるが、改正により、施行工事の規模内容に応じ、希望者が適切な資格種別を選択できるようになる。 また、アナログ電話及びISDNといった電話系サービスに係る工事の一つの資格区分で工事できるようになり、資格の効力及び工事の実態をより適切にリンクできる。特にデジタル第二種等工事の実態に対応していないこと等により受験者数が激減している区分について、見直しを行うことにより資格区分毎の受験者数格差が是正され、ひいては適切な制度運用が可能となる。 (デジタル第二種の受験者数の最近5年間の状況) 3,159→2,750→1,869→1,360→1,158	デジタル第二種工事担任者が行うことができる工事(回線交換方式によるデジタル伝送路設備への接続工事)がほとんどなくなってきている。ISDN1回線等基礎的な工事を除く全てのデジタル工事を行うにはデジタル種の最高位であるデジタル第一種を取得しなければならない等、特にデジタル種においては、工事の実態と資格区分が相互にうまく連携しておらず受験者の利便性を損なっていることが考えられ、今後もその状況が継続していくこととなる。 また、基礎的な電話サービスと考えられるアナログ電話サービス及びISDNサービスについては、技術的・サービスの親和性があるにもかかわらず、それらを行うには複数の資格が(アナログ種及びデジタル種)必要となる場合があり、今後もその状況が継続していくこととなる。
	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
想定される負担	実施に要する負担(行政コスト)	—	—
	実施により生じる負担(遵守コスト)	改正前の資格は改正後においても効力を有するものとしており、既資格者において追加的に発生するコストはない。資格者証の種別の見直しにより、各種別において必要とされる知識及び技能についても見直す必要があり、それに伴い工事担任者養成課程においては、設備・講師等の追加調達の可能性があるものの、制度の基本的枠組みを変えるものではないため、現状で必要とされるコストに比較してそれほど大きなコストが発生するとは考えにくい。	—
	その他の負担(社会コスト)	—	—
各選択肢間の比較	制度改正により新たに大きな追加的コストは発生しない反面、期待される効果が大きいことから選択肢1を取ることが適当と考えられる。		
備考			